



○第十一回例會 六月二十四日午前十時より小倉市米町校に開會左の講演を行ふ

1、地殻運動の二三について

小師 古賀 實

2、小倉の都市地理學的管見

小中 山手扶美彦

3、地理學の本質と地理教育

福師 金尾 宗平

來會者大雨中にも拘はらず廿七名にて盛會

○第十二回例會 十一月十八日午前九時半より福岡女師地理教室に開會行事左の如し

1、地理教授の一画

女師 石井 淑郎

2、世界地理研究に於ける地理區設定の一案並に地形圖よりプロックダイヤグラムを作製する方法(理論及演習)

3、小學地理教授視察後の所感

女師 安東 丈夫

4、香振天山諸地塊の地殻運動と地形並に九重山布の登山談

若中 松島庄太郎

5、赤坂丘陵地方の地形と人文(臨地講演)一雨にて福岡地方の地誌片談

修猷 小林伍一郎

來會者三十二名會後懇談、冬期地理講習會開催を決議

○第十三回例會 十二月二日朝倉郡秋月校に開會左の行事を行ふ

1、朝倉郡の地形と氣候

福師 金尾 宗平

2、朝倉郡の地質

朝中 橋 津 氏

3、郷土地理教育上より観たる古處山塊

福師 金尾 宗平

4、古處山の植物(臨地講演)

朝中 鍋 島 氏

5、一同古處登山(頂上八六二米のカルスト地形の山)一

秋月校桑野氏案内

筑前筑後兩方面の多數會員出席極めて盛會裡に閉會、因に機關雜誌「地理研究」第二輯は來る二月一日發行の豫定 團員金尾報)

### ○貝類研究雜誌ウキナスの創刊

十數名の貝類愛好者が集まつて日本貝類學會を起し其機關誌として昭和三年十一月ウキナス第一號が發刊された。初號にはモノアラガヒの生患小觀察及日本貝類群に新に加へられたる二種の論文の外數種の小篇が載せられて居る。此學會は邦產軟體動物分布の基本的調査・生理學的研究、生態學的研究、水産學的研究、並に古物學的研究をなすと宣言して居るが、大さうな機關を作られたものと驚かれる。年四回の發行であるからこの廣大な領域に亙る研究の一部を掲載されることになるのであらうが雜誌の記事ももつと引締つてよいと思はれる。同人の道樂雜誌にならぬことを望むで止まない。因に云ふ日本貝類學會は京都帝國大學地理學部地質學教室内に假事務所を置き會費年二圓だといふ。

### ○支那の鉛

支那に於ける鉛の産地は湖南、貴州、四川雲南諸省を主とする、河北にては平原の北部、河南省にては河南府、南西地方、山東、安徽地方に産するも、固より少量なり、現時最も著名なるは雲南省緬平縣の君山及湖南省の水口山なり、水口山は省内新式設備をなせる著名の鑛山にして衡州の南約三十二哩湘水南岸を距る數哩の地に位す。湖水碼頭は之を松柏市と稱し之より水口山に至る約四哩鑛山専用の

輕便鐵道布設す、松柏より民船にて衡州に達し、之より長州迄五十五哩の小蒸氣の航行あり。更に漢口に出す。全鐵基四百萬噸と稱せらる。

君山は省政府の經營なり蒙自より輸出す。その産出は一九一七年に一〇、二三七擔に達しその後激減す。この外熱河に平原銀鑛、小黑溝、灤平等あり察哈爾に獨石鉛鑛張北鉛鑛豐鎮鉛鑛等あり、奉天省に黃平化、桓化老人溝、桓仁、二棚子あり、山東に金牛欄、鸚鵡山、山西に大同鎮邊堡鉛鑛、河南に盧氏鉛鑛、湖北に興山、鶴峰、宣恩折峯、鄧西等湖南に臨湘官川段山、郴縣、及汝城鉛鑛存在すれども、その採掘方法幼稚にして、産出量寥寥たり、年額二八、〇六七擔に過ぎず（一九二四年）その用途は茶鉛とて輸出茶の箱内に於ける包装用に供せしが、現今は烟草の包装に用ひらるゝために需要多くその中心市場たる上海に於ける鉛の輸入は著しく増加し一九二六年には英米等外國よりの輸入高合計一二六、三一六擔價格一、四三六、四七八海關兩に達せりと云ふ。

○新支那の全人口 最近支那郵便局の調査せる支那の人口は四億三千六百九萬五千五百九十五人（外蒙古・西藏不算）

- 河北 三〇、一七二、〇九二人 江西 二四、四六六、八〇〇
- 山西 一〇、一一四、九五一 江蘇 二八、二三五、八六四
- 河南 三〇、八三一、九〇五 安徽 一九、八三二、六六五
- 陝西 九、四六五、五五八 浙江 二二、〇四三、三〇〇
- 甘肅 五、九二七、九九七 福建 二二、一五七、七九六

|     |            |     |             |
|-----|------------|-----|-------------|
| 新 疆 | 二、五一九、一七九  | 廣 東 | 三三、一七八、七〇九  |
| 奉 天 | 一一、九二四、七七九 | 廣 西 | 一一、二五八、三三九  |
| 吉林  | 九、二五八、六五五  | 雲 南 | 九、八三五、二八〇   |
| 黑龍江 | 二〇、八〇三、二四五 | 貴 州 | 一一、二一六、四〇〇  |
| 山 東 | 二〇、八〇三、二四五 | 北 平 | 四、〇一四、六一九   |
| 日 用 | 二五、七六三、五〇七 | 上 海 | 五、五五〇、一〇〇   |
| 湖 北 | 二七、一六七、二五四 | 合 計 | 四三六、〇九五、五九五 |
| 湖 南 | 二八、四四三、二七七 |     |             |

○象山灣軍港

國民黨第五次全體會議の結果、中國は今度新たに海軍の復興をはかるやうになつて海軍總司令揚樹莊氏は取敢へず象山港を軍港とし同地に海軍中學を創設することにした。

象山灣とは浙江省舟山列島の南にある支那海リアス式海灣の一つである。北は杭州灣を扼し南に三門灣がある、港口は北に開き前面に群島散列する。南に縣名の象山の面で生ずる象山山地が東南卓越風を防ぐのみでなく、西北には塔山城一帯の山地があつて、防風の用に立つ、港内を二つに分ち舟山島沖から入るとき外港は東北口であるが、入つてから更らに西北口をもつ内港に通ずるこの間二十海里。内港も三海里半から奥に入れる水深は外港二十八呎より二百五十呎、内港十八呎より百三十呎に達し、こゝに一萬トン級の軍艦十隻を容るゝことが出来る。前清時代已に軍港をこゝに設けんとして内港の東北岸に九百畝の土地を購入したことがある。（F）

○ブラシルサントス港上陸移民數 一九二七年度

のブラジルへの移民数は九萬二千四百十三名であつたが、其内サントス港に上陸したものは六八、四三二名、残りの二、三、九八一名は鐵道便で入國した。

右サントス港上陸移民の國籍は左の通である。

リツアニア人 一一、八四八人 西 班牙 人 七、三五七  
ホルトガル人 一一、八四〇 獨 逸 人 三、四一一  
日 本 人 九、〇六三 ユーゴスラヴ人二、三一九  
伊 太 利 人 八、三一 一 シ リ ア 人 一、八五一  
アラッセル人 七、四三五 波 蘭 人 一、五三三  
其 他 四、四六八人

日本船二十五隻入港八、九三五人を運輸したが、獨逸船は百六十四隻、アラッセル船五百九十四隻、伊太利船百五十八隻、英國船九十六隻、蘭船四十一隻、米國船二十二隻、西班牙船十三隻が入港した。

### ○支那國民政府改正組織

支那國民政府の根本法たる國民政府組織法及五院組織法が愈々去月三日制定公布され、日實施せられたもので前文は政府の指導監督權が國民黨にあることを示し本文は七章四十八條から成り立つてゐる。今國際時報三卷廿號に記載するものを擧げると次の通りである。

#### 中華民國國民政府組織法

國民黨は革命の三民主義、五權憲法に基き中華民國を建設する爲め既に兵力を以て障礙を掃除し軍政時期より訓政時期に入り、五權の基礎を建立し人民を訓練して政權の能力を行

使し以て憲政の促進を期し政權を國民に渡す爲め茲に謹んで歴史上授與された政府を指導監督する本來の職責に基き國民政府組織法を發布すること左の如し

#### 第一章 國 民 政 府

第一條 國民政府は中華民國の治權を總攬す。

第二條 國民政府は陸海空軍を統率す。

第三條 國民政府は宣戰媾和及條約締結の權を行使す。

第四條 國民政府は大赦、特赦及び減刑並に復權を行ふ。

第五條 國民政府は行政院、立法院、司法院、考試院、監察院の五院を以て之を組織す。

第六條 國民政府に首席委員一人、委員十二人乃至十六人を設く。

第七條 國民政府五院々長、副院長は國民政府委員より之を任す。

第八條 國民政府首席は國民政府を代表して外國使臣を接見し並に國際典禮を舉行し又は參與す。

第九條 國民政府首席は中華民國陸、海、空軍總司令を兼任す。

第十條 國民政府主席事故に依りて職務を行使し能はざる時は行政院院長之を代理す。

第十一條 國民政府は國務會議を以て國務を處理す。國務會議は國民政府委員之を組織し、國民政府首席は國務會議の主席とす。

第十二條 院と院との間に解決し能はざる事項は國務會議に

依り之を議決す。

第十三條 法律の公布、命令の發布は國務會議の議決を経て

國民政府主席並に五院々長署名して之を行ふ

第十四條 各院は法律に依據して命令を發布することを得。

第二章 行政院

第十五條 行政院は國民政府の最高行政機關とす。

第十六條 行政院に院長、副院長各一人を置く。院長事故に

より職務を執行し能はざる時は副院長之を代理す。

第十七條 行政院に各部を設け行政の職權を分掌せしむ。特

定の行政事項に關しては委員會を設けて之を處理せ

しむることを得。

第十八條 行政院各部に部長一人を置き且つ政務次官、事務

次官各一人を置く。各委員會は委員長、副委員長、

各一人を置き、等しく行政院長より政府に呈請して

之を任免す。

第十九條 行政院各部長、各委員長は必要の時、國務會議及

び立法院會議に列席することを得。

第二十條 行政院は主管事件に關し立法院に議案を提出する

ことを得。

第二十一條 行政院は行政院院長、副院長及各部長各委員長

により之を組織し行政院長を以て主席とす。

第二十二條 左記の事件は行政院會議の議決を経て之を行ふ

一、立法院に提出する法律案

二、立法院に提出する豫算案

三、立法院に提出する大赦案

四、立法院に提出する宣戰案、媾和案、條約案、其他國際

重要事項

五、薦任(委任)以上の行政官吏の任免

六、行政各部及び各委員會間に解決し能はざる事項

七、其他法律により或は行政院長が行政院會議の議決に付

すべき事を必要と認めたる事項

第二十三條 行政院各部及各委員會は法律に依據して命令を

發布することを得。

第二十四條 行政院及各部委員會の組織は法律を以て事を之

を定む

第三章 立法院

第二十五條 立法院は國民政府の最高立法機關とす。立法院

は法律案、豫算案、大赦案、宣戰案、媾和案、條約

案、其他重要國際事項を議決する職權を有す。

第二十六條 立法院に院長、副院長各一人を置く。院長事故

により職權を執行し能はざる時は、副院長之を代理

す。

第二十七條 立法院に委員四十九人乃至九十九人を置き委員

は立法院長より國民政府に呈請し之を任免す。

第二十八條 立法院委員の任期は二年とす。

第二十九條 立法院の委員は中央政府、地方政府各機關の事

務官を兼任することを得す。

第三十條 立法院會議は院長を以て主席とす。

第三十一條 立法院の決議は國務會議の議決を経て之を公布す。

第三十二條 立法院の組織は法律を以て之を定む。

#### 第四章 司法 院

第三十三條 司法院は國民政府の最高司法機關にして司法審判、司法行政、官吏懲戒、行政審判の職權を處理す。特赦、減刑及び復權事項に關しては司法院長より國民政府に呈請し其の審議許可を経て施行す。

第三十四條 司法院に院長副院長各一人を置く。院長事故に依り職務を執行し能はざる時は副院長之を代理す。

第三十五條 司法院は主管事項に關し立法院に議案を提出する事を得。

第三十六條 司法院の組織は法律を以て之を定む。

#### 第五章 考試 院

第三十七條 考試院は國民政府の最高考試機關にして考選、銓敘事宜を處理す。總ての公務員は均しく法律により考試院の考選、銓敘を経て任用することを得。

第三十八條 考試院に院長、副院長、各一人を置く。院長事故により職務を執行し能はざる時は副院長之を代理す。

第三十九條 考試院は主管事項に關し立法院に議案を提出することを得。

第四十條 考試院の組織は法律を以て之を定む。

#### 第六章 監 察 院

第四十一條 監察院は國民政府最高監察機關にして法律に依り左記の職權を行使す。

#### 一、彈 劾 二、審 計

第四十二條 監察院に院長、副院長、各一人を置く。院長事故に依り職務を執行し能はざる時は副院長之を代理す。

第四十三條 監察院に監察委員十九人乃至二十九人を置き監察院長より國民政府に呈請して之を任命す。監察院監察委員の保障は法律を以て之を定む。

第四十四條 監察院會議は監察委員を以て之を組織し、監察院長を監察院會議の主席とす。

第四十五條 監察院監察委員は中央政府及び地方政府各機關の職務を兼任するを得す。

第四十六條 監察院は主管事項に關し立法院に議案を提出することを得。

第四十七條 監察院の組織は法律を以て之を定む。

#### 第七章 附 則

第四十八條 本法は公布の日より之を施行す。

以上の通りであるが同政府は此と同時に國民黨の訓政綱領並に五院組織法を發布し其國民政府委員及五院院長、副院長並に各部長を任命した。

今國民政府組織を見易い様に表示すれば

國民政府組織一覽表

（國民政府）

首席委員—蔣介石

- 〔國民政府委員〕
- |     |     |
|-----|-----|
| 楊樹莊 | 何應欽 |
| 譚延闓 | 陳果夫 |
| 胡漢民 | 李宗仁 |
| 戴天仇 | 李濟  |
| 蔡元培 | 張繼  |
| 王寵惠 | 閻錫山 |
| 馮玉祥 | 林森  |
| 孫科  | 張學良 |

五院



